

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の 申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

**給付額 児童1人あたり 一律5万円**

## 1. 低所得のひとり親世帯の方

### ●対象者

児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを養育している方であって、以下の①～②のいずれかに該当する方

▶平成16年4月2日以降（障害の状態にあるお子さんの場合は平成14年4月2日以降）に生まれたお子さんが対象です

①公的年金給付等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

②令和2年の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

## 2. 低所得のひとり親以外の世帯（その他世帯）の方

### ●対象者

以下の①または②のいずれかに該当する方

▶平成16年4月2日以降（特別児童扶養手当対象のお子さんについては平成14年4月2日以降）、令和5年2月末までに生まれたお子さんが対象です。

①令和4年度住民税（均等割）が非課税の方

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※令和4年4月に児童手当を受給している方で、①に該当している方については7月に支給しているため申請不要です。

※令和4年4月2日から令和5年2月28日までにお子さんを出産された方や令和4年4月以降に児童手当受給対象となった方で、①に該当する方は児童手当受給口座に給付金を振り込むため申請不要です。

**※両方に該当する場合はどちらか一方のみの支給となります。**

申請書が必要な方は、窓口または郵送でお渡ししますので、下記までご連絡ください。  
鏡野町ホームページに本給付金について詳細な情報を掲載していますので、ご確認ください。

**申請期限：令和5年2月28日(火)必着**

※ 2に該当する方で、出生等により児童が新たに令和5年3月分の児童手当や特別児童扶養手当の対象となった場合は、令和5年3月15日(水)まで受け付けます。

**お問い合わせ先**

鏡野町子育て支援課 子育て支援係 担当：池田  
電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891